

埼玉県社会人サッカーリーグ 運営要項

この運営要項は、(公財)日本サッカー協会規約・規程に基づき、埼玉県社会人サッカーリーグ(1部・2部・3部・ブロックリーグ)運営の円滑をはかることを目的とする。

主 催：(公財)埼玉県サッカー協会

主 管：埼玉県社会人サッカー連盟

1. 資 格

このリーグに登録されるチーム及び選手の資格は次のとおりとする。

- (1) 年度始めに(公財)日本サッカー協会第1種の登録手続きを完了したもの。
- (2) 各チームのメンバーは他チーム、他の種別及び他の部別のリーグ、そして他の都道府県に登録されていない者で構成すること。(二重登録の禁止)
- (3) 同じ大学のチームは各カテゴリー2チームまでとする。
- (4) 選手追加登録は、期限を設けない。
- (5) 選手の移籍は、年度内自由に行うことができる。
- (6) 選手の資格に疑義が生じた時は、埼玉県社会人サッカー連盟で審議決定する。
- (7) 各リーグの運営委員会は、代表者またはそれに代わる者が出席することができる。
- (8) チームが次の号のいずれかに該当するときは、運営委員会の過半数の議決を経て参加資格を取り消しすることができる。
 - ① リーグの名誉を傷つけ、またその目的に背く行為があったとき。
 - ② チームがその義務に著しく違反したとき。

2. 登 録

このリーグの登録(団体、選手の追加・削除・移籍等)について

- (1) 各チームの各リーグへの登録選手は1.資格の資格を有する選手で構成されるものとする。
- (2) 各チームの本拠地は名実ともに埼玉県下にあること。
- (3) 各チームの登録選手は半分以上が県内在住在勤である事。
- (4) 登録選手の年齢は、その年度の4月1日において15歳以上であること。
- (5) 外国籍を有する選手の制限はもうけない。
- (6) 各リーグ運営委員は、各リーグ戦開始前にメンバーの資格認定を行うこと。
- (7) 登録人数は、1部・2部・3部15名以上が望ましい。

3. 構 成・昇 降 格

リーグの構成及び運営について

- (1) 各リーグの構成チーム数、構成方法、試合方法及び昇降格の方法については、埼玉県社会人サッカー連盟で決定する。
- (2) 基本的に構成チーム数は各カテゴリー、各ブロック=8チーム以上が基本とする。
*ブロックリーグに関しては、各運営委員会よって協議し決定する。
- (3) 昇降格に関するレギュレーションは、上位カテゴリーの成績により変動するため、別途説明資料を作成しリーグ運営委員会にて説明する。

4. 表 彰

各リーグ全日程を終了後、その成績順位に基づき上位3チームを表彰する。

埼玉県社会人サッカー連盟 表彰式にて表彰する。

5. 審 判

各リーグの審判は、埼玉県サッカー協会審判委員会の指示により、次のとおり行う。

- (1) 1部リーグは、主審・副審ともに埼玉県サッカー協会審判委員会より指定された者が行う。第4審は、派遣審判員、帯同審判員または本部役員が行う。
- (2) 2部リーグは、主審を埼玉県サッカー協会審判委員会より、副審は派遣審判員若しくは帯同審判員が行う。第4審は、派遣審判員、帯同審判員または本部役員が行う。
- (3) 3部リーグは、主審を各地区審判委員会より、副審は派遣審判員若しくは帯同審判員が行う。第4審は、派遣審判員、帯同審判員または本部役員が行う。
- (4) ブロックリーグは、各市町村審判委員会の協議により決定する。

6. 昇格決定戦、入替戦、プレーオフ

上位カテゴリーへの昇格決定戦や各リーグ入替戦及びプレーオフは、埼玉県社会人サッカー連盟の所管とする。

7. 他の大会への出場

他の大会に出場するときは、次のとおりとする。

他連盟の大会、及び他の大会に参加する場合は、リーグの日程は変更しないこととし、不戦敗とする。なお、国体、埼玉・市町村選抜、全国大会、関東大会は除く。

8. 会 計

- (1) 1部、2部、3部リーグは、年度の予算案及び年度の決算を作成して埼玉県社会人サッカー連盟に提出する。
- (2) ブロックリーグは、年度の予算案及び年度の決算を作成して各市町村協会に提出する。

9. 審判謝金

- (1) 1部・2部は、主審 6,000 円・副審 5,000 円・第4審は本部が行う
- (2) 3部は、主審 6,000 円・副審 5,000 円、帯同副審 1,000 円・第4審は各地区運営委員会の規定による。
- (3) ブロックリーグは、各運営委員会に規程による。

10. 違反、棄権

埼玉県社会人サッカー連盟フェアプレー規律委員会で協議し採決する。

11. 各リーグの運営に関し、本要項で決めのない事項についてはリーグ運営委員会で協議し、埼玉県社会人サッカー連盟の承認を得ること。

12. 改廃

この要項の改廃は、埼玉県社会人サッカー連盟理事会の議決により決定する。

附 則 本要項は、令和6年4月1日より実施する。